

令和6年度 座間支援学校不祥事ゼロプログラム

座間支援学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1. 実施責任者

- 校長 : プログラムの実施責任者として、すべての指揮にあたる。
副校長・教頭・事務長 : 校長を補佐し、不祥事防止会議等の指揮にあたる。
総括教諭 : 校長・副校長・事務長を補佐・補助する。
全職員 : プログラムの実行の主体となり、不祥事の防止に努める。

2. ゼロプログラムの企画・推進と検証

不祥事ゼロプログラムの企画・検討は、不祥事防止会議（企画会議）で行う。

3. 策定の方針

- ①実効性・継続性のある取組を実施し、不祥事の未然防止を図る。
- ②職員一人ひとりが自分の問題であると意識できる取組にする。
- ③取組課題に基づく研修を実施し、不祥事防止意識の向上を図る。

4. 目標及び行動計画

項目	目標	行動計画	実施方法
1. 法令遵守意識の向上（わいせつ事案等公務外非行防止、職員行動指針の周知・徹底を含む） 【必須】	・わいせつ事案等公務外非行の防止を徹底する。 ・円滑なコミュニケーションを工夫する。	・不祥事防止研修会等でわいせつ事案等公務外非行を注意喚起し、公務員としての規律・義務を周知し、サービスの徹底を図る。 ・職員同士のコミュニケーションが活発な、風通しの良い職場づくりを推進する。	不祥事防止研修
2. 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止 【必須】	・職員の人権を守り、ハラスメント行為の根絶を図る。	・職場の連帯感を高め、職場のハラスメント行為（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）を許さないという環境整備に努める。 ・職員研修など人権を意識する機会を増やす。	不祥事防止研修
3. 児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止 【必須】	・児童生徒の人権を守り、適切な指導の徹底を図る。	・児童生徒との適切な距離感や呼称などに留意するとともに、良質な同僚性を発揮し、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防ぐ。	不祥事防止研修

4. 体罰・不適切な指導の防止 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態をおさえた、体罰によらない適切な指導を徹底する。 ・児童生徒の人権を尊重した指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己チェックを実施に、人権を尊重した指導を徹底する。 ・同僚性を高め、体罰を許さないという環境整備に努める。 ・人権を意識した児童生徒へのかかわりについての不祥事防止研修会等を実施する。 	不祥事防止研修
5. 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ・個別教育計画や進路関係書類、入学選抜に関する書類等を適切に管理する。また誤配付など事故防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料や事例の共有により、チェック体制を機能させることの重要性を周知する。 ・取扱者、管理者間で、書類の流れ等チェック体制を随時確認し徹底する。 	不祥事防止研修
6. 個人情報の管理、情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報セキュリティへの理解を深め、個人情報の流出等に係る不祥事を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理の規則遵守を改めて確認し、情報の重要度とそれに応じた取扱いについて徹底して取り組む。 	不祥事防止研修会
7. 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運防止、交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・交通法規を遵守し、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底し、酒酔い、酒気帯び運転の根絶を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員啓発資料等をもとに、交通事故等の防止に向けた研修会を実施する。 ・軽微な違反もしないという高いコンプライアンス意識を醸成する。 	不祥事防止研修会
8. 私費会計に係る事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・現金での扱いを極力なくし、適正な執行により、会計に係る不祥事を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務にかかる諸規程の遵守、予算の計画的な執行及び複数による確認等の徹底により、不正経理を防止する。 ・会計システムについて学校全体で確認し、事故のない扱い方を徹底する。 	不祥事防止研修会
9. 人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修会等を実施し、具体的な場面をもとに、人権についての考えを深める機会を得る。 	人権研修会 (不祥事防止研修会を兼ねる)

5. 所属における取組

- ① 不祥事防止会議
- ② 不祥事防止研修
 - ・月例研修：全体会（職員会議前）
 - ・臨時研修：緊急性の高い情報の伝達等必要に応じて実施
- ③ 個別面談